

令和3年6月24日

学 生 各 位
教 職 員 各 位

副学長（教育・研究）
西 川 祐 司

緊急事態宣言解除後の授業方針について（令和3年度第2報）

北海道では令和3年6月21日に「緊急事態宣言」が解除され、「まん延防止等重点措置」が適用されました。これを受け、同日付で本学のBCPは、レベル2に変更となりました。

ついては、令和3年6月25日以降の本学の授業方針を下記の通り変更しますので、学生・教職員の皆様にご連絡します。ご理解とご協力をお願いします。

記

【授業方針】

1. 講義（座学授業）について

医学科・看護学科の全学年で、全ての講義は分散登校（半数：登校，残り半数：オンライン授業（Zoom+manaba））とし、出席をmanabaの小テストでとります。

ZoomにアクセスするためのミーティングID・パスコードは、manaba「学年コース」でお知らせします。

学外講師による授業も、各学年のZoomミーティングに入室してもらうことで実施することができます。

もし、登校を指定された同日に、対面授業の科目とオンライン授業の科目が続き、時間内の移動が困難な場合、オンライン授業を受講できる教室を以下のとおり準備しますので、この教室で受講してください。

【医1】第6講義室	【看1】C講義室
【医2】第5講義室	【看2】B講義室
【医3】第4講義室	【看3】A講義室
【医4】臨床第3講義室	【看4】D講義室

また、自宅ネット環境の不良などにより、オンライン授業を受けることができない学生は、大学内での受講を認めますので、該当する学生は、学生支援課教務係にメールで相談し、指示を受けてください。

2. 実習・演習について（臨床実習・臨地看護学実習を除く）

実習や演習については引き続きオンライン又は対面で行い、科目・コマ毎に形態が異なりますので、コーディネーターの先生からの指示に従ってください。

- ・オンラインで実施することが可能な科目は、manaba+Zoomで行います。
- ・対面で行う実習・演習については、登校する学生数は各科目で異なります。安全に実施できると担当教員が判断した場合には、実習・演習を全員登校で実施することもあります。

なお、実習・演習科目でZoomを利用する場合は、担当教員が科目毎にミーティングID・パスワードを設定し、manaba「各科目のコース」でお知らせします。

3. 臨床実習・臨地看護学実習について

臨床実習・臨地看護学実習については、引き続き、感染対策を講じたうえで対面での実習（一部オンライン実習を併用）を継続します。

学生・教員の皆さんには、感染対策にご配慮いただき、実習が継続できるようご協力願います。（学生の受入講座等の教員の皆様には、実習内容に応じた感染対策を講じていただくよう重ねてお願いいたします。）

4. 感染防止対策について

市中感染や感染力が強いとされる変異株による感染が散見されますので、特に臨床実習・臨地看護学実習を行う学生は、学内・学外を問わず感染防止対策の実効性を上げるように努めてください。

ワクチン接種による発症予防効果や重症化予防効果は確認されていますが、感染予防効果は明らかではないため、ワクチン接種後もマスク着用などの予防対策を継続する必要があります。

また、体調不良の時は登校せず、保健管理センターに連絡（Tel 0166-68-2768）して指示を仰いでください。

5. 試験について

定期試験等については、原則登校で実施予定ですが、オンライン試験を実施する科目も一部にあります。感染状況等により変更する場合は、別途お知らせします。

6. 学生が移動した場合に、帰宅後 14 日間の自宅検疫（登校不可）を要する地域について

北海道では、令和3年6月21日（月）から「まん延防止等重点措置」が適用され、旭川市は「経過区域」となったことから、学生が旭川市外に移動した場合、**旭川に帰宅後 14 日間の自宅検疫**を要する地域については以下のとおりとなります。

- 1) 国、地方自治体等による「緊急事態措置」、「まん延防止等重点措置（北海道は措置区域に限る）」等の措置を発出中の地域に滞在した場合
(※ 北海道の措置区域・・・札幌市のみ)
- 2) 臨床実習及び臨地看護学実習中の学生（学内・学外施設を問わず）は、北海道内で上記1)に該当する地域に加え、北海道以外の地域に滞在した場合

※海外渡航については、当面の間禁止します。

登校不可期間中は、本学構内（病院を含む）の施設の利用及び学外実習施設への立ち入りを禁止します。

【14 日間の検疫期間の数え方】

帰宅日 (0日)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	登校日 (15日目)
-------------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	----	----	----	----	---------------

注意事項

- (1) 健康チェックは、授業開始後も各自継続して実施してください。
- (2) やむを得ない理由で自宅検疫を要する地域に移動する場合は、1週間前までに学生支援課教務係に申告してください。